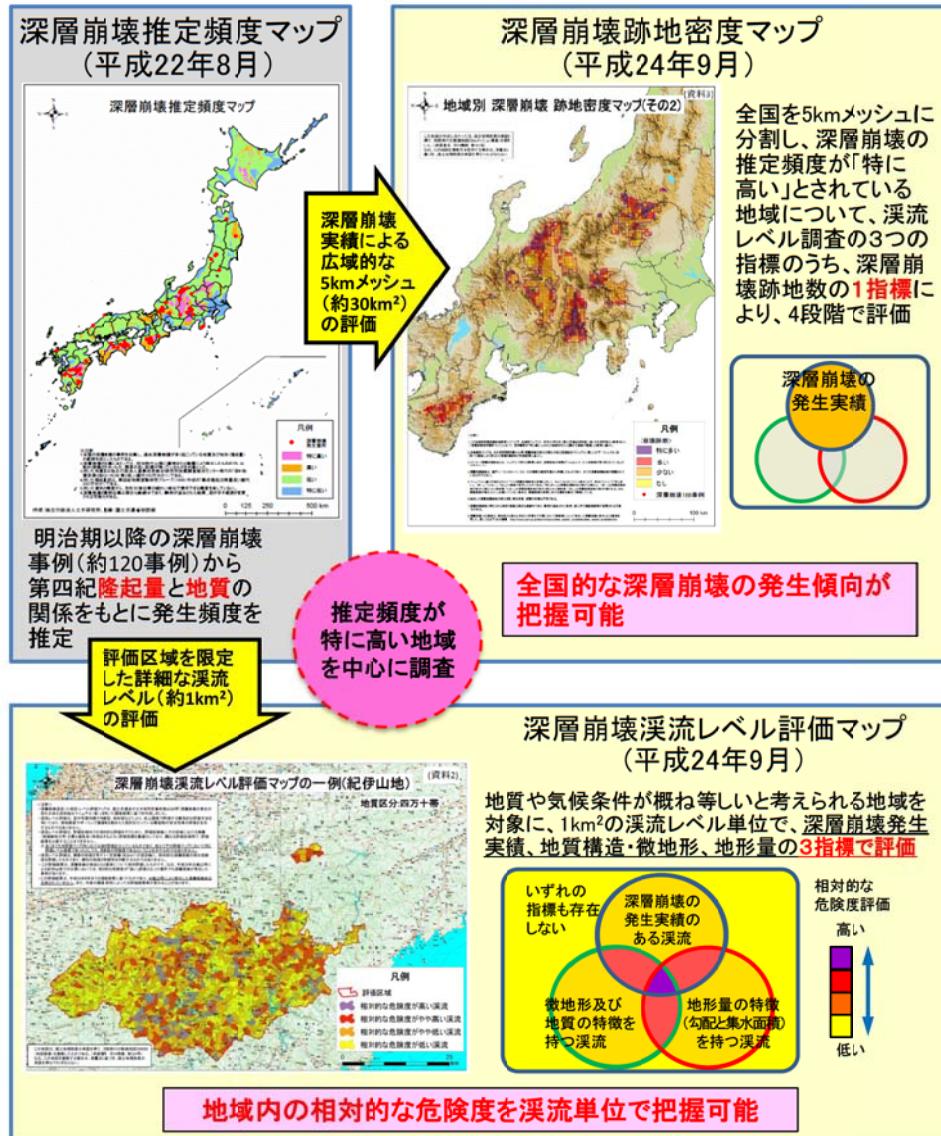


国土交通省のこれまでの取り組み

- 深層崩壊は、表層崩壊に比べ発生頻度が少なく、その地域の地質や地質構造の影響も強く受けるため、その発生機構や要因等、多くの部分が未解明です。
- 国土交通省では、調査研究が十分に行われていなかった深層崩壊の発生場所等に着目して調査を進め、その成果を以下のとおり公表してきました。



今後の取り組み

国土交通省では、引き続き深層崩壊に関する取り組みを進めます。

- ①深層崩壊推定頻度が高い地域や発生事例が確認された地域の調査を推進
- ②大規模崩壊監視警戒システムを整備して、緊急調査体制を支援
- ③自治体の要請による専門家派遣等
- ④直轄砂防事業区域で設定したモデル地区において、ハード・ソフト対策を検討



【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課
地震・火山砂防室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
電話 03-5253-8111(代表) 03-5253-8468(直通)

※「深層崩壊渓流レベル評価マップ」については、当該地域を所掌する北海道開発局建設部河川計画課、各地方整備局河川部河川計画課まで、お問い合わせ下さい。